

資料 5. エル・サルヴァドル国環境法1998年 3 月

政令 233 号

エルサルバドル共和国立法議会は、

- I - 共和国憲法に基づき、天然資源及び環境の保護・保存・改善は特別立法の対象となるべきものである事、
- II - 環境の加速的悪化により重大な経済的・社会的問題が引き起されており、現世代及び次世代の豊かな暮らしに逆行する害をなしている事から、天然資源の持続的利用による経済・社会発展の必要性並びに環境保護の融合が必要となる事、
- III - 環境問題に首尾よく、且つ総合的に立ち向かうためには、環境が自然に起因する、あるいは人間が誘発する、絶え間ない変化の各種相関要素から成るものである事を考慮した場合、経済・社会発展の継続という方針との整合性を持った現代的な環境法律の整備が国に対して求められる事、
- IV - エルサルバドル国は、わが国が署名し、国際協定を批准した事で、これにより発生する約定の遵守が義務付けられる事、及び状況に応じて国際的基準が国内的に効力を発揮できるようにするための法律制定を含めた適切な対策、あるいは他の性格を持った措置の採用が義務付けられる事、

これらをかながみ、憲法に基づく権限を行使し、環境・天然資源大臣及び国会議員、ホセ・ラファエル・マチュカ・セラジャ、スリフィルデ・マリサ・プレオテス・デ・ラミレス、ノルマン・ノエル・キハノ・ゴンサレス、ミゲル・アンヘル・サエンス・バレラ、エルビア・ピオレタ・メンヒバル、レネ・オスワルド・ロドリゲス・ベラスコ、マウリシオ・ゴンサレス・アジャラ、マウリシオ・ディアス・バレラ、エルネスト・サンティアゴ・アントニオ・バレラ、アルバロ・ヘラルド・マルティン・エスカロン・ゴメス、ホセ・リカルド・ベガ・エルナンデス、ダビッド・アンヘル・クルス、ロマン・エルネスト・ゲラ、オラシオ・ウンベルト・リオス・オレジャナ、マリオ・フアレス、ソイラ・ベアトリス・キハダ、ラモン・ディアス・バック、エルネスト・アングロ、マリア・エリサベス・セラジャ・フローレス、マヌエル・アルベルト・ラミレス・アンダル、マリオ・ビニシオ・ペニャーテ・クルス、フアン・ドゥック・マルティネス、ヘルソン・マルティネス、シロ・クルス・セペダ、ロナル・ウマーニャ、ノルマ・フィデリア・ゲバラ・デ・ラミリオス、フリオ・アントニオ・ガメロ・キンタニージャ、アルフォンソ・アリスティデス・アルバレンガ、ヘラルド・アントニオ・スピジャガ・ガルシア、ロサリオ・デル・カルメン・アコスタ、ヘルベル・マウリシオ・アギラール・セペダ、レネ・ナポレオン・アギルス、アレクス・レネ・アギーレ、ホセ・アントニオ・アルメンダリス・リバス、ウアルテル・レネ・アラウホ・モラレス、ホセ・オルランド・アレバロ・ピネダ、ウンベルト・センテノ、ホルヘ・アルベルト・バレラ、ドナルド・リカルド・カルデロン・ラム、ハイメ・バルデス、イシド

ロ・アントニオ・カバジェロ・カバジェロ、オルメル・レンベルト・コントレラス、マルタ・リリアン・コト、ルイス・アルベルト・クルス、ロベルト・ホセ・ダビッソン・ムンギーア、カルロス・アルベルト・エスコバル、レネ・マリオ・フィゲロア、ヘルメス・アルシデス・フローレス・モリーナ、ネルソン・フネス、ネルソン・ナボレオン・ガルシーア、エリサルド・ゴンサレス・ロボ、スチャティク・ホルヘ・アンダル、ホセ・イスマエル・イラエタ・トロジャ、ホセ・ロベルト・ラリオス・ロドリゲス、フランシスコ・ロベルト・ロレンザナ・ドウラン、カルロス・ギジェルモ・マガーニャ・トバル、アレハンドロ・ダゴベルト・マロキン、オスカル・フィゲロア、レオナルド・イダルゴ、ラウル・ミハンゴ、ヴィクトリア・デル・ロサリオ・デ・アマージャ、ジョセ・マリオ・モレノ・リベラ、ルイス・ウェルマン・カルピオ、マリア・オフエリア・ナバレテ・デ・ドウボン、ロベルト・ナパロ・アルバレンガ、シフイフレド・オチョア・パエス、サルバドル・オラシオ・オレジャナ・アルバレス、ルベン・オレジャナ・メンドーサ、オスカル・サムエル・オルティス・アスセンシオ、オルガ・エリサベス・オルティス・ムリージョ、アルトゥーロ・フェルナンデス、マリエラ・ペーニャ・ピント、レナト・アントニオ・ペレス、ホセ・マウリシオ・キンテロス・クビアス、アレハンドロ・リベラ、アブラアム・ロドリゲス、ダビッ・ロドリゲス・リベラ、オルフィリア・ビヒル・カバジェロ、ホセ・マウリシオ・グロリア・サルゲロ・グロッス、フリオ・アルフレド・サマジョア、ロベルト・セッラーノ・アルファロ、ビベル・エルネスト・セッラーノ・カジェス、ファビオ・バルモレ・ピラロボス、サルベリオ・ベントウーラ・コルテス、ルベン・イグナシオ・サモーラ・リバス、アマド・アギルス・アギルス、エルネスト・イラエタ各氏の総意を介した共和国大統領の発議により、以下を布告するものである。

環境法

第一編

一般規定

第一章

本法の目的について

単節

本法の目的

第1条 - 当法は、環境保護・保存・回復、現世代及び次世代の生活の質向上を可能にする天然資源の持続的使用に関する共和国憲法の諸規定を遂行する事、並びに国家・自治体・一般住民の基本的義務としての公的・私的環境施策及び環

環境保護の基準を定める事、環境に関してエルサルバドルが締結した国際条約又は協約の適用を確実にする事を目的とするものである。

環境に対する国家政策の方針

第2条 - 環境に対する国家政策は以下の諸方針に基づくものである：

- a) 全国民は健全且つ生態系的に均衡の取れた環境に対する権利を有する。人間と自然双方間の調和を確保するための必要条件として、積極的、且つ体系的な形でこの権利を庇護・助長・擁護する事は国家の義務である。
- b) 憲法第117条に定められた社会利益を考慮しつつ、経済的・社会的発展は環境との両立及び均衡が計られなければならない。
- c) 持続的発展の基礎として天然資源の持続的使用、有用性及び質を確保するものとし、これによって国民の生活の質が向上されなければならない。
- d) 天然資源の存在を確保するために、並びに成長と発展の基本的必要性を満足させるために、活用される天然資源を状態復帰する事、あるいはこれを補う事、並びに環境に対する一般社会、国家及び全自然人・法人の行為がもたらす影響を緩和、あるいは軽減するために、その行為の位置付けを行う事は一般社会、国家及び全自然人・法人の責任である。それ故に、本法が定める法令の不備如何を問わず、非持続的な生産あるいは消費パターンの排除に努めなければならない。
- e) 環境保護の施策においては、防止・予防の方針が優先する。
- f) 環境又は環境要素の本質プロセスを妨げる、あるいは損なわせる環境汚染は、必然的に其れによって引起された害の復旧又は償いを義務として伴うものであり、それによって影響を受けた国家あるいはあらゆる自然人又は法人に対して、本法に基づき賠償しなければならない。
- g) 国の環境政策の策定には、国家及び自治体の持つ制度上の能力、人口統計学的要因、住民の文化水準、諸環境要素の汚染又は悪化の度合い、国の生産分野の経済的、技術的能力を考慮に入れなければならない。
- h) 環境の公的施策は、本法及びその各種規定、並びにその他関連法に定められた内容に基づき、各自治体を含めた国の各種機関による包括的で、各部門にとらわれない、共有なものでなければならず、又市民社会によって支援され、且つ補完されるものでなければならない。

- i) 生産プロセスあるいは製品の輸入プロセスにおいては、生産ファクターの合理的使用が奨励され、固形廃棄物の不要発生、エネルギー及び水資源の非効率使用、リサイクル可能な原料及び物資の廃棄が抑制され、生態効率が増進されなければならない。
- j) 環境の公的施策では、環境保護の必要性和経済成長を両立しながら、できる限る低費用、且つ短期間で環境受益の達成を可能とする有効性判断基準が適用されなければならない。
- k) 環境保護文化の創造を奨励する事を目的とし、罰則の上に成り立つ行動の転換達成を強化する。
- l) 諸規制遵守のために可能な限り広範なオプションを助長し、環境への否定的影響を最小限なものとする行動出現の手助けとなるような経済的インセンティブによって支えられた、環境改善目標達成を可とする諸規制を取り入れる。
- m) 環境教育は、環境の保護、保存、予防、回復について住民への意識付けのために、環境保護文化の促進へ導くものとする。

環境に対する国家政策

第3条 - 国の環境政策は、閣議によって決定され、環境・天然資源省（以下、本法では「省」と記すものとする）及び国家環境施策システムによって実施される方針、戦略及び行動の集合体である。

政策承認のために「省」は政策を閣議に提出するものとする。我が国における持続的且つ維持可能な開発を確実なものとするために、承認された政策は少なくとも五年毎に更新されるものとする。

国の環境政策は、開発計画及びプログラムの実施において、公共、中央及び地方自治体の行政行動を導くべきものである。

社会的利益の宣言化

第4条 - 環境保護及び改善は社会的利益ある旨をここに宣言する。諸々の公共機関あるいは地方自治体機関には、その機関の全ての行動、計画、プログラムの中に優先的に環境コンポーネントを取り入れる事が義務付けられるものである。政府は天然資源の実質価値に基づいた環境への適切な経済的評価を与える措

置の導入責任を有する。天然資源開発の権利を割り当て、この権利を割り当てられた市民は持続的な形で、その責任の下に権利を行使するものとする。

基本的概念及び定義

第5条 - 本法及び本法の規則が効力を発揮するために、以下の言葉は次のように理解されるものである：

脆弱地域：環境的に退行した海岸・海洋地帯、保護森林地域、緩衝地帯、涵養帯水地帯、保護対策も植物被覆も無い30度以上の傾斜地帯、及び法律によって宣言されたこれら以外の地域。

保護自然地域：国土の中で、遺伝的、歴史的、光景的、娯乐的、考古学的、愛護的機能又は価値が高い意味を持ち、野生動植物相、その関連資源、並びに自然的・文化的相互作用の保護、持続的管理及び回復を可能ならしめる事を目的として法的に定められた地域。

環境容量：自己再生に悪影響が出る、又は通常の間隔及び条件下において自然的更新が妨げられる、あるいは重大な生態学的機能の減少が起こるといった損害を受ける事無しに、外的作用を吸収する又はこれに耐えるための環境特性。

環境補正：環境の中でその存在によってもたらされる不可避な影響を元に戻すため、あるいは償うために、法律に基づいて国家及び住民が採択する事ができるメカニズムの総体。この補正は、影響が出た場所、又はその周辺域が復帰や回復のためにより適した地域に直接的な形で、あるいは専門化エージェントを通して実施され得るものである。

保存：環境の持続的使用を保証するための人的行動の総体であり、天然資源及び生態系の保護、維持、再建、修復、管理、改善用の対策が含まれる。

環境汚染：法が定めるところに基づく、人体及び動植物相への有害成分、あるいは大気・水・土壌・一般的物資及び天然資源の質を低落させる有害成分の環境中における存在又は移入。

汚染物質：それが大気・水・土壌・動植物相又は他のあらゆる環境要素の中に混入もしくは作用する場合、自然組成を変質又は変更させ、又その質を退行させ、人間の健康及び環境保存あるいは保護を危険に晒すものとなるさまざまな物理的状态にある全ての物体、エレメント、化合物、物質、化学又は生物学的派生物、エネルギー、放射線、振動、騒音、あるいはこれらの結合

物。

環境管理：環境保護のための査察、フォローアップ及び対策適用。

騒音汚染：法的に定められた許容水準を超え、そのレベル、広がり又は周波数によって人間の健康や住民生活の質に悪影響を及ぼす音。

閉鎖：法律に基づき、その機能が環境要素、生態系の均衡、あるいは住民の健康や生活の質を汚染する場合、又はこれらを危険に晒す場合に、行政あるいは司法裁定による施設、建物又は設備の機能閉鎖及び抑制。

環境被害：法定基準に違反して環境あるいは一つ又はそれ以上の環境要素に対して引起される全ての損失、減少、悪化又は損害。人間集団の健康、動植物相の生態系又はその種が危険に晒される場合は深刻なものとなり、発生する影響が修復不可能、且つ決定的な場合には取り返しのつかないものとなる。

持続的発展：次世代の生活の質を犠牲にする事の無い、経済発展、政治的民主主義、生態的平衡と均衡を伴った現世代の生活質の向上である。

環境災害：国又はある地方に対して深刻な被害をもたらし、その深刻度及び規模のために人間の生活又は活動を危険に晒す、あるいは天然資源に対して重大な損害を発生させる、自然に由来した又は人的行動により誘発された、あるいは引起された全ての環境の変質事象。

廃棄物：プロセス及び活動の非効率から発生する物質やエネルギーで、直接的な用途が無く、恒久的に放棄される物。

危険廃棄物：その物が持つ化学的な働きによって、あるいは腐食性、反応性、可燃性、有毒性、爆発性、自然発火性、酸化性、感染性、生物学的蓄積性、生態毒性、放射性、あるいはこれら以外の性質によって直接的な用途が無く、恒久的に放棄される物質で、それ単体で、又は他の廃棄物と接触する事で、人間の健康又は環境に対して危険を引起す、あるいは危機に晒す物。

砂漠化：乾燥地帯、半乾燥地帯及び半湿潤地帯及び乾燥地帯における土地の乾きという退行プロセスで、気象変動や人間の活動といった諸々の要因によって引起される。

分解、最終処分又は変性：厳格な管理基準の下での、環境、生態系均衡、及び住民の健康と生活の質にとって有害な、あるいは危険な物資の物理的排除又は無害産物への変換。

環境ディメンション：環境と開発の間に存在すべきである緊密な相互関係。立案プロセス及び実践応用プロセスの中に各要素が統合的に取り込まれ、ローカル、地方、全国、グローバルの如何を問わず、全ての開発プランが持つべき性格を示し、既存環境状況考慮の必要性及びその状況の将来予測が表される。

生物学的多様性：陸上生態系、海洋生態系、その他の水生生態系、及び生態系を形成する生体複合体を含めた、あらゆる源泉の生体の変異性。遺伝子、種、生態系の多様性を包含する。

生態効率：生態系容量を尊重した、経済的及び環境的費用削減、並びに寿命サイクルを通して製品又は業務における資源の使用度削減に力点を置いた生産又は業務提供の形態。

生態系：ある広さと一定時間の中における生体同士間の、及び生体と環境との相互作用の基本的機能単位。

環境教育：天然資源及び環境の保護、保全又は復旧に対する価値観、概念及び姿勢の育成と自覚、並びに持続的使用のための正式、非正式あるいは略式の国民の環境教育プロセス。

固有体：ある一定の領域あるいは生態系の中に主として、又は優先して留まるか、発生又は存在する種や事象。

危険施設又は設備：加工する品物又は使用する原料の種類によって健康、生命又は環境を危険に晒す可能性のある施設や設備。爆発物工場、有害・危険物質貯蔵所、鉱物精錬所、放射線を発生するような施設や設備といったものである。

環境影響調査：多方面専門チームによって実施される技術・科学的活動の集合体から成る診断・評価・立案・管理の道具（インストルメント）。法的に定められた判断基準に基づいて、ある事業、工事、プロジェクト及びその代替案等の全寿命サイクルの間における肯定的又は否定的な環境影響を識別、予測、管理するのに用いられ、技術的報告書が提出される。

環境評価：環境影響調査を元に、国家がある特定の工事、事業及びプロジェクトの実施が環境に対して引起し得る影響及び結果を推定する事を可能にし、状況次第でその影響の予防・排除・修正・対応・補正又は強化し得る対策の実施及びフォローアップを確実なものとする諸手順のプロセス又は集合体。

戦略環境評価：政策、プラン、プログラム、法律、法定基準の環境評価。

環境申請書：予め定められた雛型の基づいて、法律の定めるところに従い、環境許可の取得に対する前提条件として環境影響評価が要求される実施予定事業又はプロジェクトの基本的性格を記述して、関係所轄官庁に提出する宣誓書の性格を有する書類。

環境公的施策：環境にもたらす結果又は影響を含め、環境に関して国家又は地方自治体が実施や遂行する全ての合法的職務又は指図。

環境影響：ある特定勢力域の中で人的行動又は自然現象により誘発された、一つ又はそれ以上の環境構成要素の肯定的あるいは否定的なあらゆる重要な変質。

環境：時間と場所の中で、その関係と生存が定められた、相互作用し合う固体及び固体が存在する群集を伴う、生物的、非生物的、社会経済的、文化的及び美的要素の体系。

濃度許容水準：生産プロセス又は活動実施の間に汚染物質の監視あるいは管理が実施される場所において、源泉、ダクト、煙突等に入り込み得る汚染物質の最大濃度を設定する値もしくはパラメータ。

暴露許容水準：ある環境要素におけるその存在又は欠如が害を引起し得る、又は人間の健康に危険を及ぼしかねない特定の要素、化合物、物質、化学的・生物学的派生物、エネルギー、放射線、振動、騒音、もしくはこれらの結合した物に対する最大濃度又は暴露時間の期間を示す物理的、化学的あるいは生物学的パラメータの値。

環境の質の技術的基準：環境におけるその存在又は欠如が人間の健康や快適な暮らし、あるいは自然の生命や保護に危険を及ぼしかねない、要素、化合物、化学的・生物学的派生物、放射線、振動、騒音、臭い、もしくはこれらの結合した物の最大又は最小許容濃度及び期間の制限値を定めたもの。

被害修理の義務：相応する個人への環境被害に関連した損害賠償以外に、可能な場合には汚染した、悪化させた、もしくは破壊した環境又は生態系をこのような行為が起きる以前の元の状態に復旧する、又は引起した損害との引き換えに最も適切且つ公正な形で社会全体に対して補正する法的義務。

環境許可：ある事業、工事又はプロジェクトを行おうとする名義人の申請に

対して、本法及びその規則に基づいて「省」を通して行われる行政行為。ある事業、工事又はプロジェクトが認められるには、この行為が定めるところの条件の遵守が求められる。

放棄計画：鉱物又は石油あるいは天然ガスの採掘もしくは試掘終了後に、環境修復、あるいは状況により補正措置を実施するために、採掘権又は試掘権を有する名義人が法的に行わなければならないもので、「省」によって然るべき承認された書類。

必須生態プロセス：土壌、水、空気及び全ての生命示威行為の生産性、適合性及び再生能力を支えるプロセス。

危険プロセス：適用される科学技術の種類によって、使用又は加工される原料によって、あるいは生まれ出る産物によって、人間の健康や生活、生態系もしくは環境を危険にする、又は危険に晒す事に成り得るもので、有毒物質、危険物質及び放射性物質の製造、操作、貯蔵、最終処分などのプロセス。

遺伝性資源：植物、動物、微生物、もしくは遺伝機能ユニットを包含する実際価値又は潜在価値を有するその他の種類のものを発生源とするあらゆる物質。

天然資源：人間が経済的、社会的及び文化的必要性を満足させるために利用し得る天然要素。

技術規範：生態均衡を確実なものとするための人間と環境との関係を調整する指針又は判断基準。

拘束：環境資源、生態系の均衡、住民の健康及び生活の質を危険にする、もしくは危険に晒し得る安全状態、由来的に又は状态的に疑惑を呈する物資及び派生物とその安全状態の移動・使用・消費・保管・栽培・処理が禁止され、法律の定めるところに従い、所轄官憲の裁定によって整理維持する事。

停止：法律の定める指示及び処置に従い、許可、免許及び利権を許認する元となった環境関係法律及び規則を犯した事が立証された場合、ある事業、工事又はプロジェクトの設備や処理に対する許可、免許、利権、又はあらゆる認可が一時的に中止される事。

危険物質：腐食性、反応性、放射性、爆発性、有毒性、可燃性又は生物活性を有する全ての物質。

海岸・海洋地帯：海岸地帯は海岸線から内陸へ 20 キロメートルまで入った地域を含めた帯状地帯であり、海洋地帯は海底の生物種が破壊される 0 から 100 メートルの深さの外洋を含めた地帯である。

涵養帯水地帯：雨水が地中に浸透し、地下水又は帯水の一部を形成する場所あるいは領域。

第二章

環境施策

第一節

環境施策システム

国家環境施策システムの創設

第 6 条 - 各省、自治機関及び市町村機関の環境ユニット、及びこれらの調整役となる「省」により構成される国家環境施策システムを創設する。このシステムは SINAMA と呼称されるものとし、その目的は公共部門の団体及び機関において国家の環境施策の方針、基準、計画作成、指導、調整を発揮させ、これを維持する事であり、以下の目標を持つ：

- a) 国の発展における環境ディメンション導入のために、公共部門の団体及び機関に環境施策の調整メカニズムを設定する。
- b) 公共部門の団体及び機関に環境施策の構造的、機能的組織を創設する。
- c) 計画及びプログラム準備用、分野別政策の環境影響評価用、国家環境施策システム構成メンバーの環境施策職務遂行評価用のベースになるものとして、環境施策及び環境状態に関する情報を生み出し、体系化し、記録し、そして供給するための方法手順を設定する。
- d) 公共部門各団体及び機関の上級指導部の独自責任として、環境施策の導入、実施及びフォローアップを設定する。
- e) 公共部門各団体及び機関の上級指導部と「省」間の参加及び調整基準を設定する。

SINAMA の調整役割は環境・天然資源省の執行機関の管轄であり、そのためには標準化に関しては集権化された、オペレーションに関しては分権化された、デザイン、組織化及び機能発揮のための指針として役立つ政策を発するものである。

環境ユニット

第7条 - SINAMA を構成する公共機関は、自己スタッフで組織され、基本的ユニットの予算で資金供給された環境ユニットを保有しなければならない。環境ユニットは、「省」によって発せられた指針に基づいて、その機関内における計画、プログラム、プロジェクト及び環境行動を監督、調整、フォローアップする機能を有した専門化構造体であり、自らの機関による環境基準の遵守に注意をはらうための、そして環境施策における相互機関同士の必要となる調整を確実なものとするための組織である。

第二節

環境施策への住民参加

第8条 - SINAMA を構成する公共機関は、自身の政策、計画及びプログラムの承認に先立ち、その環境施策に対する諮問を地方、県及び地区レベルの参加組織に対して行う。

住民の環境施策に関する報告を受ける権利

第9条 - 住民は、住民の健康及び生活の質に関連した環境政策、計画及びプログラムについて、猶予期間 15 日間を経過しない期限内において適切で、明解且つ充分な報告を受ける権利、取り分け以下に列記する項目に関しての権利を有する。

- a) 本法及びその規則に定められている形態及びメカニズムに基づいて、環境政策の決定及び承認に事前諮問に参加する事。
- b) 住民の住む市町村が天然資源採掘のための権利を与えようとする場合、法の定めるルートを通して諮問に参加する事。
- c) 環境保護のために行う査察及び監視において国家の専門的機関に協力する事。
- d) 住民に悪影響を及ぼし得る、もしくは環境許可を必要とする事業、工事又

はプロジェクトに関する諮問で報告を受ける事、及びその諮問へ参加する事。

「省」は、環境施策に関する公衆諮問メカニズム活用のためのガイドラインを設定する。又、環境保護非政府組織、企業組織、及び学術分野の組織の参加を促進する。

コミュニティの参加

第 10 条 - 環境省及び、該当する場合には国のその他の機関は、環境悪化予防向けの事業及び工事へのコミュニティ参加促進用に特定された政策及びプログラムを採択する。

第三章

環境政策インストルメント

第一節

環境政策インストルメント

第 11 条 - 環境政策のインストルメントは以下のものである：

- a) 全国又は地方国土開発及び整備計画計画内での環境整備
- b) 環境評価
- c) 環境情報
- d) 住民参加
- e) 環境の奨励及び阻害プログラム
- f) エルサルバドル環境基金、及びその他のあらゆる環境プロジェクト向け出資プログラム
- g) 環境に対して適用される科学及びテクノロジー
- h) 環境教育及び環境トレーニング

i) 国家環境戦略及びその行動計画

第二節

国土開発及び整備計画への環境ディメンションの取り込み

国土開発及び整備計画への環境ディメンションの取り込み

第 12 条 - 「省」は全国、地方及びローカルレベルの国土開発及び整備に対する全ての政策、計画及びプログラムの中に環境ディメンションが取り込まれる事を確実なものとしなければならない。

国土開発及び整備用環境制度

第 13 条 - 全国的、地方的、もしくはローカルの性質の国土開発及び整備向けの政策、計画又はプログラムは全て、その承認に先立ち、環境制度を取り込まなければならない。

国土開発及び整備における環境判断基準

第 14 条 - 全ての国土開発及び整備用政策、計画又はプログラムに環境ディメンションを取り込むためには、以下の判断基準を考慮しなければならない：

- a) 提供し得る環境サービスが含まれる、生態系の本質及び特性に基づいた天然資源の経済評価。
- b) 特に土地の天然資質及び潜在的使用、及び国土計画用基本ユニットである水系流域といった、天然資源及び文化的資源を考慮に入れた、その場所とそこに存在する生態系の環境特性。。
- c) 人間の定住、開発活動、その他の人的活動又は自然現象の影響により存在する不均衡。
- d) 人間の定住、開発活動、人口学的要因及び環境保護対策の間に存在すべき均衡。
- e) 国土開発及び整備に関する法律が指定するその他の事。

第三節

国土開発及び整備計画における環境基準

開発計画における環境基準

第 15 条 - 国土開発及び整備計画は、以下のパラメータを考慮に入れて、環境ディメンションを取り込まなければならない。

- a) 傾斜が 30%を超える山の斜面、海洋・海岸地帯及び大陸棚、涵養帯水地帯、マングローブ地帯、高侵食（風化）又は退行地帯、もしくは高人口水準を有しているが脆弱地域と定められた地域といった、まばらな生態系の存在、経済的及び文化的潜在能力、特異条件、及び生態能力に基づいた国土の諸領域に対する優先的使用。
- b) 工業、農牧業、林業、鉱業、観光業、サービス業活動、及び完全保護・保存地域、並びに規制運用地域の局地化。
- c) 市街化計画、都市圏計画、都市システムの総合ガイドライン。
- d) 保護された自然及び文化区域の設置、並びに環境保護及び改善の特別制度に支配されるその他のスペースの設置。
- e) エネルギー発生、通信、運輸、天然資源利用、広大な地域の健全化、固形廃棄物及びその他類似物の処分並びに処理のために用いられる基盤施設の設置。
- f) 区域、県、自治体レベルの国土整備計画の作成。
- g) 水資源の整備、利用及び使用のために用いられる施設の設置

第四節

環境評価システム

環境評価

第 16 条 - 環境評価プロセスには次のようなインストルメントがある：

- a) 戦略的環境評価
- b) 環境影響評価
- c) 環境プログラム
- d) 環境許可
- e) 環境診断
- f) 環境監査
- g) 公衆諮問

戦略的環境評価

第 17 条 - 公共行政の政策、計画及びプログラムは、否定的影響が少ない択一案を選択し、国の環境施策政策との一貫性分析により、その環境効果の中で評価されなければならない。各団体又は機関は自身の戦略環境評価を行う。「省」は評価のための指針を発行し、勧告の達成を承認及び監督する。

環境影響評価

第 18 条 - 環境への、あるいは住民生活の質への否定的環境影響を持つ事業、工事又はプロジェクトが事前投資の段階から、否定的環境影響の識別及び数量化処理段階、及び、状況に応じて環境保護を最も保証する択一案を選択して、否定的環境影響の予防、軽減、補正又は強化する対策勧告段階まで従う事を確実にする活動及び処理の集合体である。

環境許可管轄

第 19 条 - 本法で定められた事業、工事又はプロジェクトの開始及び操業のためには、環境許可を有しなければならない。環境影響調査の事前承認を経て、環境許可を発行する官庁は「省」である。

環境許可の範囲

第 20 条 - 環境許可は、事業、工事又はプロジェクトの名義人に対して、環境許可を与えるための条件として承認されるものである環境影響調査の一部を成す環境取扱いプログラムの中で定められている、あらゆる予防、軽減又は補正

行動を取る事を義務付けるものである。

設置及び建設の環境許可の有効期限は物理的施設の建設が続く期間であり、環境影響処理及び軽減の施設や設備を含めた建設が終了した段階で、その有効寿命期間及び、「省」のフォローアップ並びに査察に従った放棄時期までの運転環境許可が発行される。

環境影響調査が要求される事業、工事又はプロジェクト

第21条 - 全ての自然人又は法人は、以下に記す事業、工事又はプロジェクトを実施するためには当該の環境影響調査報告書を提出しなければならない。

- a) 機械化交通用道路、橋梁、鉄道及び空港
- b) 海港、埠頭、造船所、石油や天然ガス又は化学品の荷下し又は積替えターミナル
- c) 石油パイプライン、ガスパイプライン、複合パイプライン、石炭パイプライン、固体、気体間又はガスを搬送するその他の配管及び下水道網
- d) 固形残留物及び危険廃棄物の処理、隔離及び除去システム、貯蔵及び最終処分施設
- e) 鉱物及び化石燃料の探査試掘、採掘及び産業用加工
- f) 原子力、火力、地熱、水力、風力及び潮力の各発電所
- g) 電力送電ライン
- h) ダム、貯水池、及び灌漑・排水用水利システム
- i) 水資源の工業又は商業目的開発施設、及び物理的調節施設
- j) 漁業、工業、農産加工工場及びコンビナート、並びに観光又は遊園地用総合施設
- k) 保護脆弱地域、又は保護脆弱地域の緩衝及び湿潤区域に位置する施設
- l) 否定的環境影響を引起し得る都市化、建設、分譲地プロジェクト又は施設
- m) 脆弱地域に位置する農業分野、総合農村開発、水産養殖、森林経営等のプ

プロジェクト。但し、本法が現効される時点から「省」に登録されるべきである、環境適合用所定期間内での開発計画を有する森林プロジェクト及び水産養殖プロジェクトは除外される。

- n) 人間の健康と快適な暮らし及び環境にとって、その腐食性、爆発性、放射性、反応性、有毒性、可燃性、生体感染性の故に高危険性と判断され、環境危険・環境管理調査が付加されるべき事業活動
- ñ) バイオテクノロジー産業又はプロジェクト、あるいは遺伝子操作を包含する、もしくは遺伝子組替え有機物の生産を行うプロジェクト又は産業
- o) 環境、人間の健康及び快適な暮らし又は生態系に重大な、あるいは取返しのつかない影響をもたらす得るその他の事業、工事又はプロジェクト

環境申請書

第 22 条 - その実施、機能発揮、拡張、回復又は転換のためには環境許可が要求される全ての事業、工事又はプロジェクトの名義人は、申請に際して求められる情報を記した環境申請書を「省」に対して提出しなければならない。「省」はその重要性及び潜在的影響の本質に基づいて事業、工事又はプロジェクトをカテゴリー化する。

環境影響調査報告書の作成

第 23 条 - 環境影響調査は、他分野専門技術チームによって名義人の負担で実施されなければならない。統計及び情報収集の理由により、環境影響調査及び調査報告書作成に携わる企業又は人物は、「省」に登録されていなければならない。「省」は環境影響調査実施及び調査報告書作成、並びに環境診断や監査のサービス提供者向けの証明書発行手続きを定めなければならない。

環境影響調査報告書の評価及び承認

第 24 条 - 環境影響調査報告書作成、環境影響調査内容の評価及び承認は以下に定める基準に拠るものとする：

- a) 環境影響調査報告書受理日から数えて猶予日数 60 日間を最長期間として環境影響調査の評価は行われなければならない。この期間には公衆諮問日数も含まれる。
- b) 環境影響調査報告書が承認された場合、当該裁定通知後より猶予日数 10

日間を越えない期間内に「省」は当該の環境許可を発行する。

- c) 上記されている期限を経過しても「省」が承認の可否を表明しない場合、行政訴訟管轄法の第3条の規定が適用される。
- d) 例外措置として、事業、工事又はプロジェクトの複雑性及び規模により、評価のためには長い期間が要求される場合、その理由が正当なものであれば、上記の猶予日数 60 日間に対して更に猶予日数 60 日間を延長できるものとする。

環境影響評価の公衆諮問

第 25 条 - 環境影響調査の公衆諮問は以下に定める基準に拠るものとする：

- a) 環境影響調査報告書承認に先立ち、影響を受けると考える人が意見陳述、又は書面での所見表明するために猶予日数 10 日間を持って、環境影響調査の内容は名義人の負担で公衆に知らされるものとする。その告知は、本法の規則に定められた形態で、全国規模のメディアもしくはその他のメディアを通して行われるものとする。
- b) 住民の生活質に悪影響を及ぼす可能性、又は人間の健康と快適な暮らし、及び環境に対して危険の脅威がある可能性が、その結果に現れている環境影響調査報告書に対しては、該当する事業、工事又はプロジェクトが実施されようとする市町村で調査の公衆諮問が「省」によって行われるものとする。
- c) 環境影響調査報告書に関する全ての諮問では、公衆から寄せられた意見は「省」によって慎重に検討されなければならない。

手段

第 26 条 - 環境影響調査に関して表明される裁定では、本法及び行政訴訟管轄法で定められている手段が認められる。

環境評価監査

第 27 条 - 工事又はプロジェクトの名義人によって、環境許可で定められている諸条件が確実に遵守されるために、「省」は以下に定める必要条件に基づいて、環境評価監査を行うものとする：

- a) 監査は、本法の規則が定める形態で、定期的に又はランダムに実施される。
- b) 「省」は、環境許可に関する工事又はプロジェクトの名義人あるいは事業主が守るべき責務を設定する際は監査に根拠を置くものとする。
- c) 環境評価の監査は、自己調節プログラムに基づく事業、工事又はプロジェクトに対して、その自己調節プログラムのための基礎を構成するものである。

環境評価の管理及びフォローアップ

第 28 条 - 環境評価の管理及びフォローアップは「省」の役割であり、そのために環境ユニットの支援を有するものである。

環境遵守保証金

第 29 条 - 環境取扱い及び適合プログラムの実施に関して、環境許可の遵守を確実にするために、工事又はプロジェクトの名義人は、環境取扱い及び適合計画の遵守に必要な物理的工事又は投資の総費用と同等額の遵守保証金を引き渡さなければならない。この保証金は予め設定された形で前述の工事又は投資が実施完了されるまで継続するものである。

第五節

環境情報

環境情報

第 30 条 - 「省」及び国家環境施策システムの諸機関は、各々に取扱いが該当する環境情報を収集、更新及び公表しなければならない。

国家環境施策システムを構成する諸機関は「省」が諸機関に求める情報を提供しなければならない。又その情報は公衆が自由にアクセスできるものとする。

国家環境状態報告書

第 31 条 - 「省」は、共和国大統領を通して国民に公開するために、2 年毎に国家環境状態報告書を作成するものとする。